

宇部市水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程

令和四年四月一日

水道事業管理規程第三十号

宇部市水道局職員就業規程（令和四年水道事業管理規程第二十七号。以下「就業規程」という。）第五条第十項の規定に基づき、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等は、宇部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年規則第十二号）の例による。ただし、職務の特殊性等を考慮し管理者が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、管理者が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 宇部市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の廃止（宇部市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の廃止）
規程第二号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この規程の施行日前に採用された会計年度任用職員が継続勤務する場合の年次休暇の付与日数及び時期等については、なお従前の例による。